

**坂出市学校再編整備検討委員会  
審議経過資料**

令和4年6月

坂出市教育委員会

## 坂出市の学校再編整備計画検討の経過について

全国的な傾向と同様に、坂出市においても少子化に伴い児童生徒数が減少し続けており、子どもたちの学習や学校運営等に支障が生じ始めています。

このことから教育委員会としては、平成19年に委員25名で構成する「坂出市学校再編整備検討委員会」を設置し、本市の望ましい教育環境の将来像について議論を重ね、平成20年4月に同検討委員会から答申書の提出を受け、答申で示された小中学校の適正規模、適正配置の基本的な考え方、ならびに再編整備の具体的方策を尊重しながら再編整備実施計画を策定しました。

答申における学校再編整備の進め方は、前期(概ね5年以内)、後期(概ね10年以内)、将来構想の3段階の構成となっており、さらに、本市の将来人口予測における変動要素があることや年少人口の推移を見極める必要から、「将来構想で掲げた再編整備計画は、7年程度の後において、児童生徒数の動向や地域の状況をもとに改めて具体的再編計画の検討を行うこととする」とされていました。

その後いくつかの小学校で再編整備が行われましたが、計画期間中の児童・生徒数の減少が当初の想定より緩やかだったこともあり、その後は計画を尊重しつつも、後期計画、将来構想ともに関係者へのヒアリングを実施し、現状維持としていました。

令和に入り、今後の学校施設の維持管理についての基本となる、「坂出市学校施設長寿命化計画」の策定に着手。その際に学校施設の調査を行い、今後40年間の維持管理に係る費用について積算が行われ、多額な費用が必要であることが判明しました。

併せて国においても、国の「GIGA スクール構想の実現」に向けてのネットワーク整備と、児童・生徒1人一台端末の配備による教室環境の変化や、新型コロナウイルス感染症の拡大により、いわゆる「新しい生活様式」が示された事により、「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」の検討が行われており、学校施設の基準の見直しが進んでいます。

教育委員会としても、校舎の老朽化および今後のさらなる児童・生徒数の減少に対応し、学校教育の継続を図ることを目的に、再度、学識経験者、小・中学校長の代表者、保護者の代表者、住民の代表者の10名で構成する「坂出市学校再編整備検討委員会」を令和3年7月29日に設置し、「坂出市学校再編整備実施計画」と「坂出市学校施設長寿命化計画」を基に、児童生徒数の状況と今後の予測、「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」や、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」等も含め、平成20年度には無かった「小中一貫校」や「義務教育学校」といった新しい学校の形や、全国的に整備が進んでいる先進事例も参考に、本市の望ましい教育環境の将来像についてこれまで活発に議論を重ねてきたところです。

このほど、同検討委員会では「中間とりまとめ」を行ったことから、市教育委員会としては、このとりまとめの趣旨に沿った新しい「坂出市学校再編整備素案」を作成・公表し、市民皆様からのご意見を頂くこととしました(パブリックコメントの実施)。

そして、集約したご意見を同検討委員会に報告し、最終的な答申に反映してまいりたいと考えています。

以下，同検討委員会での審議の経過の概略について説明しますので，パブリックコメント実施の際の参考にして頂きたいと思います。

なお，当資料に掲載している資料や会議の内容は，紙面の関係等で省略したところがありますので，会議録の要約版や会議資料（非公開としたものを除く。）の原本（写し）を参照したい場合は，坂出市の公式ホームページ，または教育委員会教育総務課に備え付けの資料を閲覧して頂けるようお願いいたします。

(主な議題)

1. 諮問及び諮問理由について
2. 配付資料の説明について
  - (1) はじめに（学校の再編整備に向けて）
  - (2) 学校規模の最適化（再編整備）に関する国等の考え方
  - (3) 本市の児童生徒数の推移
  - (4) 児童生徒数の最近10年間の動向
  - (5) 本市の若年人口について

(議題の概略説明)

## 1. 諮問及び諮問理由について

### (1) 諮問事項

1. 坂出市立小・中学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方について
2. 坂出市立小・中学校の再編整備（再編整備）の具体的方策について

### (2) 諮問理由

- ・2053年には日本の総人口は1億人を下回ることが予測され、人口構成も大幅に変化し65歳以上の高齢人口が14歳未満の若年人口の割合を上回り、15歳から64歳の生産年齢人口は2017年の7,596万人（総人口に占める割合は60.0%）が2040年には5,978万人（53.9%）と減少することが推計されている。
- ・香川県の人口も、2010（平成22）年には100万人を割り込んでおり、30年後の2040（令和22）年には約81.5万人へ減少すると予測される。
- ・本市の市立学校の統計では、小学校児童は1958（昭和33）年の9,793人から2021（令和3）年の2,181人へ、約60年の間に22.3%と減少しました。また中学校生徒も同様に、1962（昭和37）年の5,205人から2021（令和3）年の1,122人へ21.6%と減少。
- ・その間、学校の統廃合は、昭和38年に旧の林田・加茂・府中・王越・松山の5中学校が白峰中学校として、また昭和50年には旧川津中学校と坂出中学校が新しく坂出中学校として統合され、また平成12年度から与島小学校、平成14年度から与島中学校、平成17年度から沙弥小学校、平成18年度からは沙弥中学校がそれぞれ休校となり、与島小・中学校は平成20年度で廃校となった。  
その後、平成22年度に中央と西部、休校中の沙弥の各小学校が新しく坂出小学校として、沙弥中学校は坂出中学校と統合され、平成23年度には王越小学校が松山小学校と統合されており、平成30年度からは櫃石中学校と平成28年度から休校中であった櫃石小学校が廃校となり、令和3年度からは岩黒小・中学校が休校となっている。
- ・その他の学校においても児童生徒数が減少し、当分の間は休校せずとも形式的には存続が可能とはいえ、学校運営はもとより、スポーツ少年団等の活動にも支障が生じ始めている。また、校舎の多くは改築時期が迫っており、昨年度策定した「坂出市学校施設長寿命化計画」によると、今後同規模で各校を維持する場合の工事費用が40年間で約492億円必要であるとの試算が示されている。

- ・ 教育委員会としては、早急に本市の適正な学校規模のあり方を研究し、学校再編と教育環境の整備を図るため、平成20年に策定した「坂出市学校再編整備実施計画」と昨年度策定した「坂出市学校施設長寿命化計画」を基礎資料とし、新たな「学校再編整備計画」を策定していく必要があると考えている。

## 2. 配付資料について

### (1) はじめに（学校の再編整備に向けて）

- ・ 諮問理由にあるように、早急に本市の適正な学校規模のあり方を研究し、学校再編と教育環境の整備を図るため、平成20年に策定した「坂出市学校再編整備実施計画」と昨年度策定した「坂出市学校施設長寿命化計画」を基礎資料とし、新たな「学校再編整備計画」を策定していく必要があると考えている。
- ・ 学校の再編（学校規模の最適化）整備に向けた考察は、国・県の考え方を踏まえ、人口推移の動向を予測したうえで、効率的かつ特別支援教育に対応可能なハード面の整備と、教育効果が上げられるソフト面の施策の両面を織り込んだ、本市にとって望ましい教育環境の将来像を描くものとする。

### (2) 学校規模の最適化（再編整備）に関する国等の考え方

#### ①再編整備に係る法律及び通達

- ・ 国は、法令で市区町村の設置義務を課し（学校教育法第29条）、また学級規模の適正化のために教職員定数の標準を示している（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律）。
- ・ 昭和31年文部次官通達や平成27年に発出された「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」等により、学校再編整備の場合の規模が示され、児童生徒の通学距離は、通常の場合、小学校児童にあつては「4キロメートル」、中学校生徒にあつては「6キロメートル」の基準はおおよその目安として妥当である。
- ・ 昭和48年通達では、無理な統合で紛争や著しい通学困難が生じないように、児童生徒や学校、地域の実情に合わせるよう次のように修正がなされた。
  - ア) 教育の効果を考慮し、地域の実情に即して実施すること。
  - イ) 将来の児童生徒数の増減を考慮して計画的に実施すること。
  - ウ) 住民に対する啓発について特に意を用いること。
- ・ 「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」には改めて、①各市町村が学校統合の適否やその進め方、小規模校を存置する場合の充実策等について検討したり、②都道府県がこれらの事柄について域内の市町村に指導・助言・援助を行ったりする際の、基本的な方向性や考慮すべき要素、留意点等を取りまとめられた。
- ・ 令和3年1月、約40年ぶりに公立小学校の学級編制基準を改正し、令和3年度から5年かけて、全学年を1クラスあたり35人に引き下げることとなった。

#### ②学校の規模

学校規模については、学校教育法施行規則第17条（小学校）・第55条（中学校）において、「12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。」とされている。

また、昭和59年文部省の資料「これからの学校施設づくり」には、次のように学級数による学校規模の分類が示されている。

|      |      |      |                   |                      |           |      |
|------|------|------|-------------------|----------------------|-----------|------|
| 学校規模 | 過小規模 | 小規模  | <b>適正規模</b>       | 学校統合<br>の場合の<br>適正規模 | 大規模       | 過大規模 |
| 学級数  | 1～5  | 6～11 | <b>12～<br/>18</b> | 19～<br>24            | 25～<br>30 | 31以上 |

### ③学級の規模

香川県の学級編制基準は、国が定めた学級編制基準と同じ1学級の規模は「35人」である。

## (2) 本市の児童生徒数の推移について（公立）

(学校基本調査 各年5月1日現在) (単位 人)

| 年     | 小学校   | 増減%   | 中学校   | 増減%   |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 昭和30年 | 9,468 |       | 4,193 |       |
| 昭和35年 | 8,124 | △14.2 | 4,374 | 4.3   |
| 昭和40年 | 5,301 | △34.7 | 3,388 | △22.5 |
| 昭和45年 | 5,002 | △5.6  | 2,307 | △31.9 |
| 昭和50年 | 5,179 | 3.5   | 2,137 | △7.4  |
| 昭和55年 | 6,016 | 16.2  | 2,300 | 7.6   |
| 昭和60年 | 5,584 | △7.2  | 2,849 | 23.9  |
| 平成2年  | 4,299 | △23.0 | 2,526 | △11.3 |
| 平成7年  | 3,524 | △18.0 | 1,963 | △22.3 |
| 平成12年 | 2,936 | △16.7 | 1,648 | △16.0 |
| 平成17年 | 2,683 | △8.6  | 1,370 | △16.9 |
| 平成22年 | 2,580 | △3.8  | 1,215 | △11.3 |
| 平成27年 | 2,462 | △4.6  | 1,186 | △2.4  |
| 平成30年 | 2,331 | △5.3  | 1,157 | △2.4  |
| 令和元年  | 2,281 | △2.1  | 1,141 | △1.4  |
| 令和2年  | 2,244 | △1.6  | 1,121 | △1.8  |
| 令和3年  | 2,181 | △2.8  | 1,122 | 0     |

### (3) 児童生徒数の最近10年間の動向

#### ①小学校

学校の適正規模は前述のとおり「12～18学級」が標準であり、1学年2学級以上、全6学年で12学級以上であり、上限は平均的には1学年3学級までとなる。

令和3年5月1日時点の各校における児童数及び学級数を見たとき、適正規模校は3校（坂出小・東部小・川津小）のみであり、5校（金山小・林田小・加茂小・府中小・松山小）が小規模校、2校（西庄小・瀬居小）が過少規模校となっている。

この10年間では、全体で平均約14.1%の減少があるり、特に減少率が高いのは、西庄小、府中小及び瀬居小で、瀬居小は令和4年度から閉校予定である。旧市街の小学校では東部小の減少率が高く、林田小、松山小の減少率もやや高めに推移している。

#### ②中学校

学校の適正規模は小学校の場合と同様、「12～18学級」が標準であり、1学年4学級以上、全3学年で12学級以上であり、上限は平均的には1学年6学級までとなる。

令和3年5月1日時点の各校における生徒数及び学級数を見たとき、適正規模校は2校（坂出中・白峰中）のみであり、1校（東部中）が小規模校、1校（瀬居中）が過少規模校となっている。

この10年間では、全体で平均約7.7%の減少がある中で、瀬居中が大きな減少率を示している。坂出中は増加、東部中は平均より減少率が低く、白峰中は平均よりやや高めで減少している。

### (4) 本市の若年人口について

出生数の推移をみると、今後数年間で急激に小学校新入生が減少し、同割合で人口が推移した場合、現在の小学校数を維持すると、1学年一桁の児童数となる小学校が、複数発生する状況となることが予想される。

令和3年4月1日現在（住民基本台帳人口）

| 校区名   | 0歳  | 1歳  | 2歳  | 3歳  | 4歳  | 5歳  | 6歳  | 7歳  |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 坂出    | 58  | 70  | 78  | 93  | 104 | 90  | 118 | 91  |
| 東部    | 55  | 62  | 56  | 52  | 46  | 60  | 61  | 62  |
| 金山    | 30  | 30  | 33  | 35  | 34  | 37  | 37  | 39  |
| 西庄    | 7   | 7   | 7   | 6   | 4   | 2   | 5   | 8   |
| 林田    | 33  | 40  | 39  | 48  | 56  | 60  | 54  | 70  |
| 加茂    | 17  | 17  | 15  | 22  | 24  | 30  | 29  | 29  |
| 府中    | 10  | 16  | 15  | 15  | 26  | 20  | 33  | 21  |
| 川津    | 47  | 46  | 47  | 40  | 50  | 40  | 41  | 66  |
| 松山    | 11  | 19  | 18  | 15  | 32  | 20  | 24  | 22  |
| 瀬居    |     | 1   | 4   |     | 2   | 5   | 3   | 2   |
| 岩黒    |     |     |     |     |     | 1   |     |     |
| 計     | 268 | 308 | 312 | 326 | 378 | 365 | 405 | 410 |
| 市立学校生 | 233 | 268 | 272 | 284 | 329 | 318 | 359 | 356 |

※0歳～5歳は予想値

| 校区名   | 8歳  | 9歳  | 10歳 | 11歳 | 12歳 | 13歳 | 14歳 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 坂出    | 108 | 109 | 118 | 96  | 118 | 99  | 113 |
| 東部    | 48  | 60  | 57  | 78  | 79  | 65  | 72  |
| 金山    | 35  | 39  | 43  | 31  | 39  | 54  | 38  |
| 西庄    | 12  | 4   | 12  | 14  | 13  | 16  | 10  |
| 林田    | 46  | 64  | 64  | 42  | 59  | 60  | 70  |
| 加茂    | 29  | 38  | 34  | 39  | 28  | 31  | 33  |
| 府中    | 26  | 22  | 31  | 24  | 31  | 31  | 20  |
| 川津    | 54  | 45  | 50  | 47  | 56  | 53  | 51  |
| 松山    | 20  | 28  | 31  | 34  | 36  | 27  | 28  |
| 瀬居    | 2   |     | 1   | 5   | 3   | 4   | 5   |
| 岩黒    |     |     |     |     |     |     |     |
| 計     | 380 | 409 | 441 | 410 | 462 | 440 | 440 |
| 市立学校生 | 336 | 371 | 387 | 372 | 384 | 363 | 375 |

### 3. 第1回検討委員会の意見等（概要）について

委員 学級規模の適正については、子どもの成長にとって、様々な人と触れ合うという観点から、1学年あたり2～3クラスが望ましいと思う。しかしながら若年人口数をみると、0歳～3歳児は300人を割ってきており、校区別では大幅に減少している所もあることから、5年・10年先の人口を見据えて、議論を進めていく必要があると思う。

委員 王越地区のように、子どもの減少による統廃合でその地域に学校がなくなると、その地域の活力が失われ、過疎化はさらに進んでいく。また、統廃合によりその地区から学校がなくなると、その地域だけでなく、学校跡地についても考える必要があると思う。

委員 学級規模の適正を下回るから、機械的に統廃合を進めていくのはいかがなものかと思う。学校が地域の活性化としての役割があることや、地域の事情を考慮して、統廃合については慎重に検討していく必要があると考える。

委員 前回の学校再編整備実施計画（平成20年）と今回の配布資料において、通学距離の適正距離に差異が生じているが。

事務局 今回の配布資料の数値は国の手引きからの引用によるものです。数値の差異については、スクールバス等の活用による時代の変化の影響を受けたものと考えられます。

委員 前回の学校再編整備実施計画（平成20年）における後期計画・将来構想においては、人口減少が想定よりも緩やかであったため、現状維持のままであった。しかし、少子化が進んでいることや予算面により、統廃合は避けて通れない問題と感じている。地域住民に統廃合を説明する上では、施設の老朽化という面ではなく、子どもの教育力の向上という視点が鍵になるのではないかと考える。

委員 今の適正が今後の適正であるとは考えにくく、通学距離等において国が示す指標においても、現実との乖離が生じていると思う。また、この検討委員会では、どのように



結論を持っていくのかということが漠然としているように感じる。

会 長 この検討委員会の構成委員においても、学識経験者や教育関係者、地域等の様々な構成委員が集まっていることから、意見が一つにまとまることは難しいものかと思いません。前回の検討委員会においても、これからの学校教育の在り方について考えるきっかけとなりましたので、検討委員会を通じて、最終的には委員の願いや思いが答申という形で出せればと考えております。

(注)「意見等の概要」は、既に公表している会議録の概要版に基づいて、さらに要約したものです。この中で、委員の発言はいわゆる「である調」で、また、議長（会長）、教育長及び事務局の発言は「ですます調」で字句を調整しています。(以下、第2回検討委員会以降も同じです。)

■第2回学校再編整備検討委員会 令和3年9月14日開催

(主な議題)

1. 「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」の中間報告について
2. 児童数の将来予測
3. 小規模校のメリット・デメリット
4. 教職員用アンケートについて

(議題の概略説明)

1. 「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」の中間報告について

「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」 中間報告 (案) ・概要 資料 1

1人1台端末環境のもと、個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、新しい時代の学校施設の在り方を議論

1. 新しい時代の学びの姿

(1) 社会情勢の変化  
⇒社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0時代」の到来  
⇒新型コロナウイルスの感染拡大など先行き不透明な「予測困難な時代」

(2) 「令和の日本型学校教育」の姿  
学校のICT環境が整備され、1人1台端末環境のもと、全ての生徒の可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びを実現

(3) 「令和の日本型学校教育」の構築に向けた改革の方向性

- 新学習指導要領の着実な実施
- 9年間を見通した義務教育の在り方
- GIGAスクール構想、ICTの活用
- 地域社会や関係機関等との連携・協働
- 少人数による指導体制の整備
- インクルーシブ教育システムの構築

2. 学校施設の課題

(1) 学校施設という実空間の価値を捉え直す

- ポストコロナ時代における学校施設の役割  
⇒児童生徒にとって安全・安心な居場所を提供するという福祉的機能、児童生徒の社会的・人間性を育む社会的機能を有するなどの学校の持つ役割・在り方を再認識  
⇒ポストコロナ時代において、子供たちがともに集い、学び、生活する学校施設という実空間の価値を捉え直す必要
- 学びのスタイルの姿容への対応  
⇒ICTの活用により、学級単位で一つの空間で一斉に黒板を向いて授業を受けるスタイルだけでなく、学びのスタイルが多様に姿容していく可能性が拡大

(2) 学校施設における現状と課題

- 機能面等：教室面積、多目的スペース、空調設備、トイレ等の整備状況等
- 安全面等：耐震対策・老朽化した施設の実態、防災機能の状況等
- マネジメント等：適正規模・適正配置の実態、複合化・集約化の状況等

3. 新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方

学校施設の姿 (ビジョン)  
**Schools for the Future**

「未来思考」で実空間の価値を捉え直し、学校施設全体で学びの場として創造する

【新しい時代の学び舎として創意工夫により特色・魅力を発揮】

個別最適な学びと協働的な学びに対し、柔軟で創造的な学習空間を実現  
(教室空間の改善・充実の例)

- ・1人1台端末環境等に対応したゆとりのある教室の整備
- ・多目的スペースの活用による多様な学習活動へのフレキシブルな対応
- ・ロッカースペース等の配置の工夫等による教室空間の有効活用

⇒読書・学習・情報のセンターとなる学校図書館の整備 (ラーニングモース)  
⇒教職員の教材製作空間、コミュニケーション・リラクゼーションの場の整備

新しい生活様式を踏まえ、健やかな学習・生活空間を実現  
⇒居場所となる温かみのあるリビング空間 (小教室・コーナー、室内への木材利用)  
⇒空調設備の整備、トイレの洋式化・乾式化、手洗い設備の非接触化

地域や社会と連携・協働し、ともに創造する共創空間を実現  
⇒地域の人たちと連携・協働していく活動・交流拠点として「共創空間」を創出  
⇒地域活性化等の観点から、他の公共施設等との複合化・共用化等を促進

【新しい時代の学び舎の土台として着実に整備を推進】

子供たちの生命を守り抜く、安全・安心な教育環境を実現  
⇒老朽化対策等により、安全・安心な教育環境を確保  
⇒避難所として自家発電・情報通信設備、バリアフリー、水害対策等の防災機能を強化

脱炭素社会の実現に貢献する、持続可能な教育環境を実現  
⇒屋根や外壁の高断熱化や高効率照明などの省エネルギー化、太陽光発電設備の導入の促進により、ZEB (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) を推進  
⇒環境や地域との共生の観点から学校における木材利用 (木造化、室内利用) を推進

これからの新しい時代の学び舎として目指していく姿

4. 新しい時代の学びを実現する学校施設整備の推進方策

(1) 学校設置者における推進方策

- 長寿命化改修を通じ、新しい時代の学びに対応した教育環境向上と老朽化対策を一体的に推進  
⇒安全・安心な教育環境を確保しつつ、新しい時代の学びに対応していくため、長寿命化改修等を通じ、教育環境向上と老朽化対策の一体的な整備を積極的に推進 (教育環境向上と老朽化対策の一体的な整備例)  
余剰教室活用型 (3教室分を2学級分のゆとりのある空間として利用)  
改修+一部増築型 (改修と合わせた一部増築により不足するスペースを確保)  
家具高工型 (家具配置の工夫による教室のゆとり確保、教室と連続した空間の活用)  
特別教室コンバージョン型 (教科に捉われない創造的な学びの空間に転換) 等
- 首長部局と協働し、中長期視点から計画的・効率的な整備を推進  
⇒まちづくり部局や財政部局等の首長部局との横断的な検討体制を構築  
⇒中長期的な将来推計を踏まえ、計画的・効率的な施設整備を推進 (将来変化に柔軟に対応できる施設、将来的な他用途への転用、複合化・共用化など)
- 多様な整備手法等も活用し、施設整備と維持管理を着実に推進  
⇒PPP/PFI手法を含め、民間活力を活用した施設整備・維持管理を積極的に推進
- 学校関係者等の参画により、豊かな学びの環境整備を推進  
⇒設計者と学校関係者が参画した施設づくりを促進 (70㎡-90㎡方式の導入促進等)

(2) 国としての推進方策

- 学校スタンダードの提示  
⇒具体的な学校施設の姿 (ビジョン) を提示
- 学校施設整備の優先度の可視化と計画的・効率的整備の促進  
⇒短期的に対応すべきもの、中長期的なスパンで取り組むべきものを整理  
⇒横断的な検討体制を構築した計画的・効率的な整備の推進
- 学校施設整備推進のための財政支援制度の見直し・充実  
⇒財政支援について、制度的な充実を図り、必要な予算を確保
- 学校施設整備推進のためのプラットフォームの構築  
⇒新しい学びに対応した学校施設整備を着実に推進するため、以下の機能を有するプラットフォームを構築  
・具体的な実践につながる整備事例・ノウハウの蓄積・発信  
・「学校建築アドバイザー」など専門家による相談体制の構築  
・好事例を着実に横展開するための現場同士のネットワーク化
- 先導的モデル研究を通じた新たな学校施設モデルの提示  
⇒「新しい時代の学びの環境整備先導的開発事業」の成果等を踏まえ、具体的・実践的な学校施設モデルを提示
- 学校施設整備指針の改訂

・2022年～2031年の児童生徒数の推計値

| 年      | 2022  | 2023  | 2024  | 2025  | 2026  | 2027  | 2028  | 2029  | 2030  | 2031  |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 児童数(人) | 2,135 | 2,092 | 2,035 | 1,950 | 1,880 | 1,781 | 1,722 | 1,655 | 1,624 | 1,580 |
| 生徒数(人) | 1,080 | 1,070 | 1,023 | 1,021 | 985   | 1,020 | 978   | 974   | 886   | 847   |

(推計値：坂出市の出生数及び、出生数の回帰分析に基づく推計値)

・回帰分析による出生数予測

基になるデータ 過去15年の実績 過去10年の実績 過去5年の実績

| 年度   | 人数    | 人数    | 人数    |
|------|-------|-------|-------|
| 2006 | 440   |       |       |
| 2007 | 440   |       |       |
| 2008 | 462   |       |       |
| 2009 | 410   |       |       |
| 2010 | 441   |       |       |
| 2011 | 409   | 409   |       |
| 2012 | 380   | 380   |       |
| 2013 | 410   | 410   |       |
| 2014 | 405   | 405   |       |
| 2015 | 365   | 365   |       |
| 2016 | 378   | 378   | 378   |
| 2017 | 326   | 326   | 326   |
| 2018 | 312   | 312   | 312   |
| 2019 | 308   | 308   | 308   |
| 2020 | 268   | 268   | 268   |
| 2021 | 288.3 | 273.2 | 247.0 |
| 2022 | 276.4 | 258.1 | 223.2 |
| 2023 | 264.5 | 243.1 | 199.4 |
| 2024 | 252.6 | 228.0 | 175.6 |
| 2025 | 240.7 | 212.9 | 151.8 |
| 2026 | 228.8 | 197.8 | 128.0 |
| 2027 | 216.9 | 182.8 | 104.2 |
| 2028 | 205.0 | 167.7 | 80.4  |
| 2029 | 193.1 | 152.6 | 56.6  |
| 2030 | 181.2 | 137.5 | 32.8  |

※回帰分析とは、結果となる数値と、その要因となる数値の関係を調べて、それぞれの関係を明らかにする統計的手法である。

要因となる数値を「説明変数」といい、結果となる数値を「被説明変数」という。

回帰分析は、事象の予測・シミュレーション、検証、要因分析などを行うときに用いられる。

○計算式は、

(単回帰分析)  $y=a + bx$

の式(回帰式)で表される。

今回の児童数の予測では、年齢(時間の経過)を横軸(X=説明変数)とし、児童数を縦軸(Y=被説明変数)で回帰式を求めたものである。

### 3. 小規模校のメリット・デメリット

◎総合的な観点

小規模校では、学校での学習や運動などにおいて、一人ひとりの個性や特性に応じたきめ細やかな指導が実現できるなどのメリットがある。

しかしながら、集団生活の中で互いに競争して切磋琢磨したり、集団生活における規律や規範意識を学んだりする機会が少ないことにより、進学先の学校や社会などの大きな集団において、個性や長所を十分に発揮できにくくなる傾向があるなどのデメリットが指摘されており、ある程度の規模(適正規模)による学校教育が必要と思われる。

### 4. 教職員用アンケートについて

・市内小中学校の教職員にアンケートを実施する

### 5. 第2回検討委員会の意見等(概要)について

(「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」の中間報告について)

委員 新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方において、オープンスペース(柔軟で創造的な学習空間)の確保が挙げられているが、発達障がいを抱える子どもや周りの刺激に敏感な子どもにとっては、落ち着きがなくなるのではないかと懸念される。

委員 コロナ時代において、児童生徒間での十分な間隔が確保されていないと不安を抱く子どももいるので、学校は安心・安全な場を確保していくことが大事だと思う。また、「主体的・対話的で深い学び」が教育として重要となっている今、小人数グループで話し合い、大人数グループで検証し、学び合うという過程を経る中においては、1クラスの集団は最低でも20名程度は必要ではないかと考える。このような教育を実現する上では、本市の出生人数が激減している状況を考慮し、将来を見据えた校区編成を行っていく必要があると考える。

(児童数の将来予測に関して)

委員 本市の年齢別人口を見ると、0歳児と90歳がほぼ同数であり、衝撃を受けた。人口減少のピークを踏まえ、今後人口が回復する見込みはあるのか。

事務局 本市は現在、高齢者数が増加しておりますが、今後は高齢者の人数も減っていくことが予想されています。人口が増加するには、出産数を増加させる必要がありますが、子育て世代の数が減少している状況下において、人口が回復する見込みは難しいと思われます。

会長 大都市圏と地方都市圏で出生数を比較した場合、地方都市圏の方が高くなっていることから、若い人を本市のような地方都市に呼び込み、働く場所と子育てのしやすい環境を整えることが大事だと思われます。

#### **(小規模校のメリット・デメリットに関して)**

委員 少人数の環境に慣れると、今後の大人数の社会集団において人間関係に支障を生じる可能性があると思われるので、社会性を育てる意味では、ある程度の規模が必要なのではないかと思う。

委員 学校運営においては、生徒数に関係なく、たとえ少人数の小規模校であったとしても、中規模校と遜色のない費用がかかる。生徒が数人いるような学校は、手厚い教育環境を受けることができるのかもしれないが、予算面も含めて考えていく必要があると思う。

委員 現在、中学校で部活動をする子としない子の中には、クラブチームという選択肢がある。その中で、部活動をする子は、クラブチームに参加する程ではないけれども、何か活動をした子どもが多いのではないかという印象を受けている。市で1つの大きなチームを作り、その中でチームを分けることが出来れば、活動人数に差が生じるということは解消されるのではないかと思う。

委員 県内の一部の学校では、少子化においても生徒数を増加させている学校がある。学校の教育環境を整備することで、外部の保護者から選ばれる学校にすることが少子化においては重要であると思う。

#### **(教職員用アンケートについて)**

会長 アンケートはいつ実施する予定でしょうか。

事務局 この案の内容で検討委員の皆様にご了承していただきましたら、当検討委員会の終了後に実施いたします。

会長 この内容で実施してよろしいでしょうか。

委員 (委員による審議)

会長 特に意見がないようですので、この内容でアンケートの実施をお願いします。

#### **(教職員用アンケートについて)**

事務局 欠席委員より、今回の資料に関する意見がありますので、事務局よりご紹介いたします。

(欠席委員の意見を紹介)

会長 委員より、教育の質という観点における小規模校のデメリットと、小中併設校の設置についての意見が挙げられておりましたが、小中併設校の設置については、平成20年

度の検討委員会の当初にはなかったものです。今後は小中併設校も選択肢の一つとして検討していく必要があるのではないかと思います。

これを踏まえ、委員の皆様からご質問やご意見等がありますのでしょうか。

委員 あるテレビ番組の中で県内の住みごちランキングが先日紹介されていたが、坂出市はランキング圏外という結果になっていた。本市の人口減少は目に見えているので、市外の保護者の方が坂出市の学校に通わせたいと思われるような教育環境を整備していくことが大事だと思う。その中で、小中併設校は魅力を高めるための一つの選択肢であるように感じた。



■第3回学校再編整備検討委員会 令和3年10月28日開催

(主な議題)

1. 教職員用アンケート結果について
2. 坂出市内各校区の通学距離について
3. 小中一貫教育校について

(議題の概略説明)

1. 教職員用アンケート結果について

調査概要

(1) 調査目的

・小中学校の児童生徒数や学級数の規模等について、教職員に対してアンケートを実施し、学校施設の今後のあり方を考える基礎資料とする。

(2) 調査方法

・Web アンケート

(3) 調査対象者

・教職員 283名

(4) 調査期間

・令和3年9月29日(水)～10月8日(金)

(5) 調査項目

a) 属性

・通勤学校

b) 学校規模・学級数

・小学校1学年の望ましい学級数

・中学校1学年の望ましい学級数

・小学校1学級の適切な人数

・中学校1学級の適切な人数

・1学年1学級の特徴

c) 通学距離

・小学校の通学距離

・中学校の通学距離

d) 通学方法

・小学校の望ましい通学方法

・中学校の望ましい通学方法

e) 通学経路

・通学経路の問題点

f) その他

・余裕教室がなくなった場合の問題点

・学校施設の整備状況

・地域コミュニティ活動

・勤続年数

(6) 回答数

・回答数は235件

| 学校名   | 教職員数 | 回答数 | 回答率   | 割合     |
|-------|------|-----|-------|--------|
| 坂出小学校 | 37   | 30  | 81.1% | 12.8%  |
| 東部小学校 | 26   | 20  | 76.9% | 8.5%   |
| 金山小学校 | 14   | 11  | 78.6% | 4.7%   |
| 西庄小学校 | 13   | 13  | 100%  | 5.5%   |
| 林田小学校 | 22   | 13  | 59.1% | 5.5%   |
| 加茂小学校 | 14   | 12  | 85.7% | 5.1%   |
| 府中小学校 | 16   | 12  | 75%   | 5.1%   |
| 川津小学校 | 21   | 18  | 85.7% | 7.7%   |
| 松山小学校 | 15   | 15  | 100%  | 6.4%   |
| 瀬居小学校 | 2    | 2   | 100%  | 0.9%   |
| 坂出中学校 | 33   | 21  | 63.6% | 8.9%   |
| 東部中学校 | 27   | 26  | 96.3% | 11.1%  |
| 白峰中学校 | 35   | 35  | 100%  | 14.9%  |
| 瀬居中学校 | 7    | 7   | 100%  | 3.0%   |
| 合計    | 283  | 235 | 83%   | 100.0% |

※資料内容が複雑かつ大量につき省略します。

(市公式ホームページ等を参照，または教育委員会に備え付けの資料で閲覧してください)

## 2. 坂出市内各校区の通学距離について

### (1) 通学距離の目安

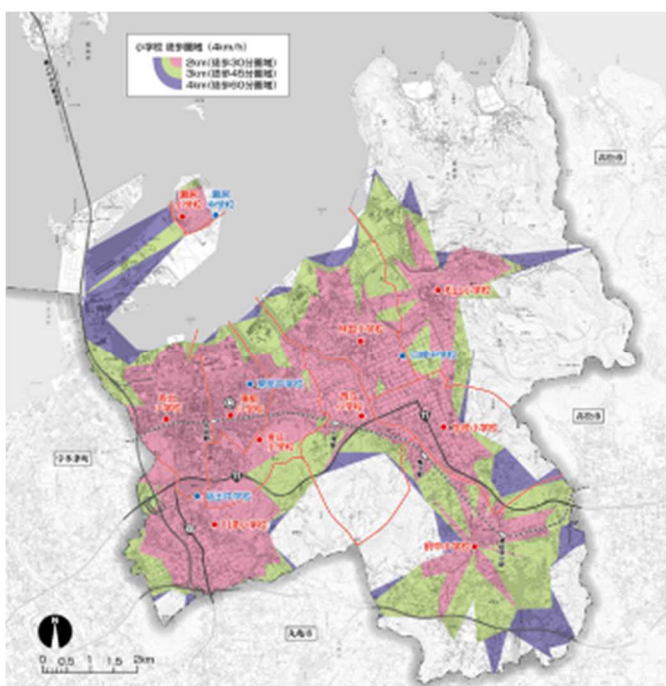
- ・「義務教育諸学校の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」では、小学校の通学距離はおおむね 4km 以内、中学校ではおおむね 6km 以内とされている。

### (2) 通学距離の現状（小学校）

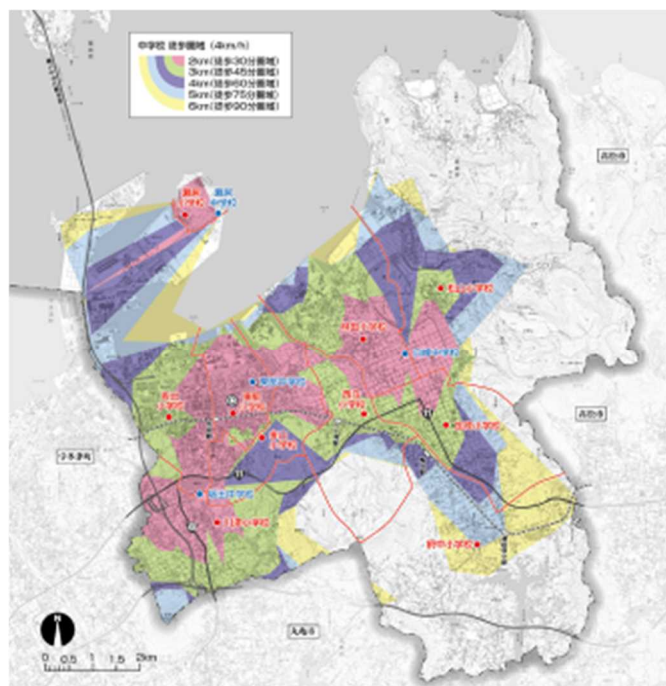
- ・松山小学校と府中小学校を除いた他の小学校は、おおむね 4km 圏内に収まる。
- ・4km 圏外の地域は、松山小学校は北部地域の旧王越小学校区、府中小学校は高松自動車道以南の地域となる。

### (3) 通学距離の現状（中学校）

- ・旧王越小学校区と府中小学校の南部地域を除いて、おおむね 6km 圏内に収まる。



・小学校の通学距離



・中学校の通学距離

## 3. 小中一貫教育校について

小中一貫教育を初めて導入したのは広島県呉市であり、平成 10（2000）年度に、文部省から、研究開発学校の指定を受け、3 小学校と 1 中学校を統合した。導入のねらいは、義務教育 9 年間で修了するにふさわしい学力と社会性の育成、中 1 ギャップの解消、自尊感情の向上とされた。平成 13（2003）年には、構造改革特別区域研究開発学校制度が創設され、平成 19（2008）年には、教育課程特例校制度が創設（特区研發の全国展開），小中一貫校導入のハードルが大きく引き下げられることになった。

その後、自治体や学校現場での取組が 10 数年以上にわたって蓄積され、顕著な成果が明らかになったことから、教育再生実行会議の第 5 次提言や中央教育審議会答申を経て、平成 27（2015）年 6 月の通常国会で、「義務教育学校」の設置を可能とする改正学校教育法が成立し、平成 28（2016）年 4 月 1 日、改正学校教育法が施行され、小中一貫教育が制度として全国的に開始されている。



義務教育学校は、「学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う」学校であり、初等教育と、中等教育の一部の合計9年間の課程を一体化させた学校である。

香川県内でも、高松市および東かがわ市において小中一貫校が整備されており、教育の充実と学校施設の整備・維持の点からも有効な整備方法と言える。

#### 4. 第3回検討委員会の意見等（概要）について

##### （教職員用アンケート結果について）

委員 小学校の場合、6年間あるので、子どもが人間関係において、何かあった場合にクラス分けが出来る2～3学級程度の学級規模は必要だと思う。また、通級指導や特別支援教育の教室や、個別にクールダウンするための教室も必要だと思う。学級規模については、先生が一人一人の生徒に目が十分に届くことが可能である20人程度が良いのではないかと思う。

委員 中学校の場合、教科担任制ですので、学年団として1学年全員の授業を担当として生徒の把握が出来ることや、教員の負担を考慮して、4～5学級が望ましいのではないかと思う。また2学級の場合、学校行事を行った際に、常に勝敗が分かれる結果となり、少し寂しい感じがあるので、3学級は最低でもあった方が良いのではないか。

委員 先生がクラスの生徒一人一人に目が届くのかという観点において、35人程度の学級規模は少し多いのではないか。

委員 教室の広さの基準は決まっているはずなのに、40人から35人への学級規模に縮小しても、子どもの荷物が増えているせいなのか、教室は相変わらず狭ましく、ゆとりはあまり感じられない。

会長 ここでの教職員用アンケート結果は、これから学校規模の基準を考える際の大きな基準になろうかと思えます。

##### （坂出市内各校区の通学距離について）

委員 通学路の選定は保護者あるいは学校単位で決めているのか。

事務局 昔は学校単位で決めておりましたが、現在は多くの学校で危険な場所の情報を保護者に提供した上で、通学路を保護者に決めていただくようにしております。

委員 小学校の通学距離は4km以内が適切であるとされているが、最近では保護者の送迎が増加しているように感じる。そのため、適切な通学距離はあまり意味をなさないのではないか。

委員 かつて田んぼの中にあつたような学校は、道が狭くて通行量が少なく通学路としては適切だった。しかし、造成により団地が出来ると、自動車の通行量が増え、道に広がって通学して危ないという声等により、通学路を変更せざるを得ないことがある。学校だけでは、地域の道路事情を把握しきれないことから、適切な通学路の選定が難しく、地域や保護者、学校、行政が協力しながら通学路を決めていく必要がある。

委員 送迎をされている保護者の方は、各ご家庭の判断なので、送迎を前提として話を進めるべきではない。これから統廃合の話が進んだとして、通学距離が遠くなってしまう場

合には、送迎を前提とするのではなく、通学距離についてはある程度の線引きが必要になってくるのではないかと。

委員 通学路の安全性の確保において、中学生になると部活で帰宅時間が遅くなるので、帰宅時の照明の暗さが気になる。

事務局 街灯の設置については市役所の共働課が窓口になりますので、そちらにご連絡いただけたらと思いますが、ただ田舎の方では、街灯の灯りで農作物に影響が出るという声から地元での許可が得られず、街灯の設置が難しいという実情があります。

委員 教職員のアンケート「(6) 通学経路の問題点について」において、「道路や歩道の整備状況が悪い箇所がある」が4分の1を占めており、対応はどうなっているのか。

事務局 先日、学校関係者と市教育委員会、市の建設課で通学路の安全点検を実施しており、その結果を踏まえて対応の方を進めてまいります。

会長 通学距離については、国の適正な基準に基づき、その基準を超えるものについては、校区の実情に応じて通学の手段を確保すること、そして安全面の確保に努めるという点で原案を進めていけたらと思います。

#### (小中一貫教育校について)

委員 前回の出生数による回帰分析の資料を見ると、子どもの数の急激な減少が目に見えているので、もう少し長期的な視点で見据えていく必要があるのではないかと。

委員 小中一貫教育により、小学生と中学生が同じ環境に居ることは、異学年交流が可能になるので、学校の勉強だけでは学ぶことができないようなことが可能となり、子どもの成長に役に立つのではないかと。

委員 SNS等で今は大人の目に見えない所で問題が起きている時代なので、小学生と中学生が同じ環境に居ることで、中学生が小学生に悪い影響を与えてしまうのではないかとということが懸念される。

会長 小中一貫校の併設については、メリット・デメリットを把握した上で、費用対効果を念頭に置いて、今後検討していく必要があるのではないかとと思います。

■第4回学校再編整備検討委員会 令和3年11月24日開催

(主な議題)

1. 前回の計画と児童・生徒数による再編案について
2. 保護者・生徒用アンケートについて
3. 学校施設長寿命化の費用について (概算)

(議題の概略説明)

1. 前回の計画と児童・生徒数による再編案について

| 区 分              | 学校再編の方向 |                                   | 令和3年の状況   |
|------------------|---------|-----------------------------------|---|
| 前 期<br>(概ね5年以内)  | 旧市内等    | ※中央小・※西部小・※沙弥小<br>瀬居小             | ※再編整備済<br>瀬居小：在籍3名<br>令和4年度在籍無                  |
|                  |         | 坂出中・瀬居中・沙弥中                       | 沙弥中：閉校<br>瀬居中：在籍9名<br>令和4年度入学無                  |
|                  | 白峰校区    | ※松山小・※王越小                         | ※再編整備済  |
| 後 期<br>(概ね10年以内) | 旧 市 内   | 坂出中・東部中                           | 坂出中：425名<br>東部中：256名                            |
| 将来構想             | 旧 市 内   | 東部小・金山小                           | 東部小：347名<br>金山小：147名                            |
|                  | 島 嶼 部   | 岩黒小・櫃石小                           | 岩黒小：休校<br>櫃石小：閉校                                |
|                  |         | 岩黒中・櫃石中                           | 岩黒中：休校<br>櫃石中：閉校                                |
|                  | 白峰校区    | 王越小・松山小・林田小・<br>(西庄小)             | 王越小：松山小と再編<br>松山小：161名<br>林田小：300名<br>(西庄小：45名) |
| 加茂小・府中小・(西庄小)    |         | 加茂小：214名<br>府中小：114名<br>(西庄小：45名) |   |

※ 白峰中学校区では統合の組合せが複数考えられます。

※  が再編済み校

## 2. 保護者・生徒用アンケートについて

- ・小学5年生と中学2年生の保護者および中学2年生生徒に教職員と同様のアンケートを行う

## 3. 学校施設長寿命化の費用について（概算）

※資料内容が複雑かつ大量につき省略します。

（市公式ホームページ等を参照，または教育委員会に備え付けの資料で閲覧してください。）

## 4. 第4回検討委員会の意見等（概要）について

### （前回の計画と児童・生徒数による再編案について）

委員 学校再編の中で、地域の拠点となる学校が無くなることは死活問題だ。今後再編を進めていく場合には、校区の中に幼稚園や小学校、中学校のいずれかが残り、地域の人からこれからも社会教育に携われる場所を残して、再編を進めていければと思う。

委員 県教育委員会では、今年度から「せとうち留学制度」を導入している。また全国的にも教育移住のような制度を導入し、一定の成果を挙げている自治体もあるので、将来的にはこのような制度も活用していかなければならないと思う。

委員 附属坂出小学校・中学校に通う子どもの中には、JR等の公共交通機関を利用している生徒がいることから、通学手段には徒歩やスクールバスだけでなく、公共交通機関も一つ検討していく必要があるのではないか。

委員 前回の検討委員会の資料で「特色のある教育」の推進が挙げられてたので、再編を行う時には、市としてどのような「特色のある教育」を打ち出していくのか、という視点を持って、再編も考えていく必要があるのではないか。

委員 校区ごとの子どもの人数だけを追っていくと、子どもが少なくなったから統合、さらに少なくなったから統合を繰り返すだけになり、最終的には市内に学校を1つにした方が良いという結論になりますので、外部からでも坂出市の学校に通わせたいと思えるような、教育方針や学校施設等の面を踏まえた再編を行っていく必要がある。

委員 近所付き合いや地域の繋がりは小学校区によるものが大きいため、地域住民は特に小学校に対する思いが強い。統合により学校が無くなった後も、地域の繋がりをどう確保していくかということも考えなければならない。

委員 王越小学校が廃校になる時、地域住民からの大反対があったが、廃校後に「交流の里おうち」が出来たことで、今は施設の利用者に地域住民の方が鯛飯を炊いたり、ミカン狩りの体験機会を招いたり等の活動をする中で、学校に代わる新たな地域の拠点となっている。統廃合により、学校が無くなる時には、地域の拠点となるような場所も考えていかなければならない。

委員 学校再編を考えると、小学校区と中学校区のどちらかを基準として選び、落とし込めるような再編を考えていくことが現実的である。ただ、現在の校区が適正であるのか、今一度見直していくことが必要だ。

委員 金山小学校の場合、坂出中学校と東部中学校の校区に分かれ、同じ中学校に進学出来ないというジレンマがありますので、校区については今一度見直すべきという意見に

賛同する。

#### **(保護者・生徒用アンケートについて)**

委員 アンケートのタイトルから、アンケートの趣旨や目的が伝わらないのではないかと  
思うので、「学校再編」の言葉をどこか入れてはどうか。

事務局 その他の自由記述の箇所で「学校再編」に触れるように修正致します。

委員 問4の「今後1学年1学級の小規模校が増えることが予想されます。」の箇所だが、  
中学校の場合は1学年1学級になるのがだいぶ先の話になるのではないかと印象を  
持たれるかもしれないので、表現を変えた方が良いのではないかと。

事務局 今後1学年1学級の小規模校の後に「中学校での団体競技の部活動等に支障が出る  
こと等」の記載を加えるよう修正致します。

委員 WEB回答の場合、回答率の把握が難しいために、回答率があまり伸びないのではな  
いか。

事務局 回答率については、日々こちらで集計可能ですので、回答率が低い場合には、回答を  
促すようにします。

#### **(学校施設長寿命化の費用について(概算))**

委員 費用の概算で2年に渡って同じ金額を計上しているのは、継続して同じ工事を実施  
しているという認識でよいか。

事務局 はい。なお、この費用は工事を実施するに際して、単純に工事費とその年数を平準化  
したのになります。また実際に工事をする時には、この金額に加えて諸経費がかかります。

会長 小中一貫校を実施する場合の費用はどの程度かかるのか。

事務局 小中一貫校を行っている東かがわ市の方では、60億～80億円の費用がかかったとお  
聞きしておりますが、児童生徒数の規模によっては金額も変わりますので、次回の検討  
委員会以降で試算した金額をお示し、試算金額を比較出来るよう資料を準備してまい  
ります。

■第5回学校再編整備検討委員会 令和3年12月22日開催

(主な議題)

1. 小中一貫・義務教育学校の整備費用について (試算)
2. 保護者・生徒用アンケートについて (結果)
3. 学校再編整備の考え方について (会長素案)

(議題の概略説明)

1. 小中一貫・義務教育学校の整備費用について (試算)

※資料内容については省略します。

(市公式ホームページ等を参照, または教育委員会に備え付けの資料で閲覧してください)

2. 保護者・生徒用アンケートについて (結果)

調査目的

・小中学校の児童生徒数や学級数の規模等について、市内の保護者と生徒に対してアンケートを実施し、学校施設の今後のあり方を考える基礎資料とする。

調査方法

Web アンケート

調査対象者

- ・中学2年生保護者 363名
- ・中学2年生 363名 (R3.5)
- ・小学5年生保護者 387名

調査期間

- ・令和3年12月8日(水)～12月15日(水)

調査結果

| 学校名   | 中2保 | 回答率   | 中2生 | 回答率   |
|-------|-----|-------|-----|-------|
| 坂出中学校 | 74  | 56.9% | 127 | 97.7% |
| 東部中学校 | 36  | 43.4% | 79  | 95.2% |
| 白峰中学校 | 87  | 59.2% | 139 | 94.6% |
| 瀬居中学校 | 0   | 0     | 3   | 100%  |
| 合計    | 197 | 54.3% | 348 | 95.9% |

| 学校名   | 小5保 | 回答率   |
|-------|-----|-------|
| 坂出小学校 | 68  | 68.0% |
| 東部小学校 | 30  | 55.6% |
| 金山小学校 | 21  | 60.0% |
| 西庄小学校 | 6   | 66.7% |
| 林田小学校 | 40  | 74.1% |
| 加茂小学校 | 24  | 60.0% |
| 府中小学校 | 11  | 52.4% |
| 川津小学校 | 25  | 59.5% |
| 松山小学校 | 21  | 63.6% |
| 合計    | 246 | 63.6% |

※資料内容が複雑かつ大量につき省略します。

(市公式ホームページ等を参照, または教育委員会に備え付けの資料で閲覧してください)

### 3. 学校再編整備の考え方について（会長素案）

※ 今回、会長素案が示され、会長による説明後、各委員からの活発な意見があり、今後、さらに議論を重ね、とりまとめをしていくこととした。（継続審議）また、会長素案（資料）は、学校再編・再編整備の基準づくりのための1つの叩き台としての性格を有するものであり、市民に誤解等を与えないために非公開とすることとした。

### 4. 第5回検討委員会の意見等（概要）について

#### （小中一貫・義務教育学校の整備費用について（試算））

会 長 我々検討委員の方で、東かがわ市への視察は可能なのでしょうか。

事 務 局 委員の皆様方の中で、視察の希望がございましたら、東かがわ市教育委員会と調整の上、可能な限り対応いたします。

委 員 配布資料で東かがわ市の小中一貫校と坂出市で試算を行った小中一貫校の学級数を比較した時、小学校と中学校で学級数に差が生じているのはなぜか。

事 務 局 坂出市では、小学校から中学校に進学する際に、別々の中学校に分かれて進学する地区があり、その現状を踏まえているため、学級数に差が生じています。こうした観点からも、小中一貫校を行う場合には、校区審議会において校区を見直していく必要があります。

委 員 全体的に校舎の老朽化が進んでいますので、新しく校舎を作り直した方が良いのではないかと。小中一貫校を設置する場合には、運動場の広さ等において、ある程度の敷地の確保が必要になる。

事 務 局 東かがわ市の小中一貫校では、プールを設置せず、授業では民間のプール施設を利用しておりますので、学校を新しく作り直す際には、プールを設けず、民間施設を利用していくのも良いのではないかと思います。

会 長 学校再編で学校を新築する場合と、長寿命化等で既存の学校を改築する場合に国庫補助の割合はそれぞれどうなっていますか。

事 務 局 国庫補助には国の基準があり、学校再編で整備を行った場合には原則補助対象の1/2で、学校を改築する場合には原則補助対象の1/3となります。

#### （保護者・生徒用アンケートについて（結果））

委 員 アンケート結果より、小学生の時に1学級で育った生徒の一定数は1学級を支持していないことから、その中には、固定された環境の中で辛い思いをした生徒が少なからず存在すると思われるので、単学級よりは複数学級の方が望ましい。

#### （学校再編整備の考え方について（会長素案））

会 長 私は、前回の計画策定に携わっており、進捗状況も含めて客観的に見られる立場ではありますが、坂出市の実情を知らないがために、委員の皆様方にとって見ると、とんでもない提案や考え方をしている箇所があるかもしれませんので、委員の皆様から素案に関して、ご質問やご意見等がありましたらお願いします。なお、この資料については、委員会終了後に回収させていただきます。

- 委員 地域住民は学校に対する思いが強いので、統廃合を実施する際には、学校が吸収されたという認識を持たれないように、校名や制服、規則等も考えていかなければならないと思う。
- 委員 先日、震度 3 の地震がありました。自然災害が起きても学校に通っている子どもたちが安全・安心な教育環境が送れることを念頭において、学校再編を考えていかなければならない。



## ■第6回学校再編整備検討委員会 令和4年3月28日開催

(主な議題)

1. 学校再編整備計画の中間とりまとめ案について
2. 学校再編整備後の跡地利用について
3. 公共施設の整備運営手法について公共施設の整備手法について

### 1. 学校再編整備計画の中間とりまとめ案について

※ 前回開催の第5回検討委員会における各委員からの意見集約を踏まえながら、引き続き会長素案に対する意見交換を行った。また、中間的なとりまとめができ次第、これを素案としてパブリックコメント（市民からの意見公募）を実施していくこととした。

なお、第6回の中間とりまとめ案については、前回と同様、市民に誤解等を与えないために非公開とした。

### 2. 学校再編整備後の跡地利用について

- ・学校再編整備後の跡地利用について（案）

学校再編整備後の跡地利用については、学校再編整備の工事が実施されるまでに、地元と協議しながら具体的な利用計画を作成することが必要だと考えます。

学校は地域にとってのシンボルであり、財産でもあります。再編整備後の旧校舎の活用は、全国的にも大きな課題となっています。2016年5月1日現在、2002年以降に廃校となった施設は、70%以上が体育・交流施設として活用され、近年は創業支援のためのオフィスや地元製品の加工場等、地域経済の活性化につながる事例も増えています。

学校跡地については、以下のような視点からも利用計画についての整備が必要と考えます。

#### (1) 地域のコミュニティセンターとしての機能

学校施設は多数の教室・会議室や屋内運動場を有し、小学校であれば校区の徒歩圏内に位置しています。学校施設長寿命化計画において、修繕等で延命化を図ることができる施設であれば、地域住民の集いの場としての機能を十分に担っていけるものと考えます。

#### (2) 地域の防災拠点としての機能

学校施設には広い運動場及びその多くが避難所として指定されている屋内運動場を有しており、給食調理場や調理実習室等の炊き出し施設として活用できる機能も有しています。また、校舎の耐震化も完了しており、立地条件を勘案しながら地域の防災拠点としての活用が可能であると考えます。

#### (3) 地域の子育て支援施設としての機能

学校施設は小・中学生の生活を考慮したものであり、階段・トイレ等もその年齢に対応した基準で整備されており、多目的トイレについても整備されています。また、学校図書も所蔵しており子育て世代のみならず、多年齢層での活用も期待できます。

なお、学童保育（仲よし教室）に関しては、帰宅時の対応等も踏まえ、学校再編整備が実施されたとしても、従来の居住校区での実施が適当であると考えます。そのため、通学

支援でもふれましたが、スクールバス等で居住校区の旧小学校への移送が必要となる場合があります。

#### (4) さまざまな施設としての有効活用

これまでも、廃校となった学校施設を活用し、キャンプ場やレストラン、水族館や道の駅等、多種多様な用途で活用がされています。また、ベンチャー企業への貸オフィスやSOHOとしての活用等も取り組まれています。広い校舎や施設をひとつの目的で利用するのではなく、必要な機能を複数持った施設としての活用も重要になると考えます。

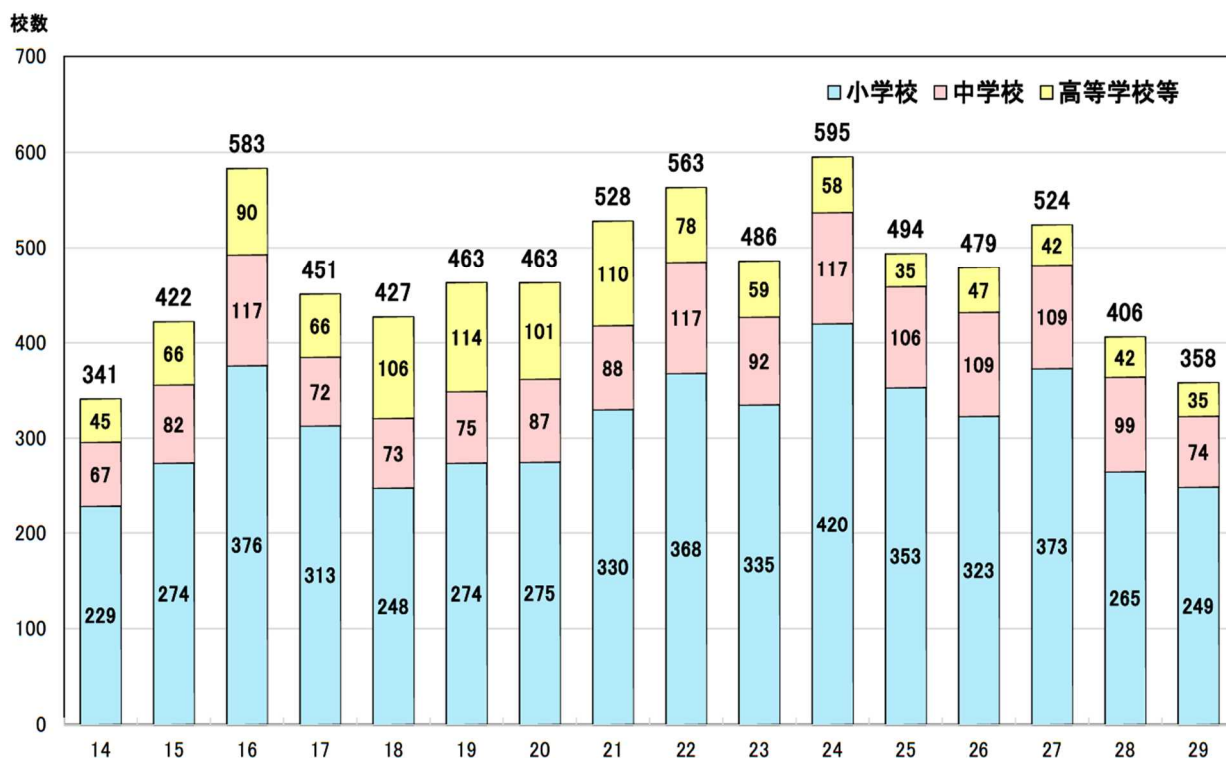
#### ・廃校を活用した取り組みについて

##### (1) 全国の廃校施設の動向

###### ①廃校施設の発生状況

文部科学省が実施した「廃校施設等活用状況実態調査（平成31年3月）」の結果によると、平成14年度から平成29年度までの14年間で7,583校が廃校となっている。

「平成の大合併」と呼ばれる市町村合併が最も盛んであった平成16年度に一時ピークを迎えたが、その後も増加基調が続き、平成24年度にはピークを更新、近年は毎年約400校前後が廃校となっている。平成29年度の内訳をみると、小学校249校、中学校74校、高等学校等35校が廃校となり、小学校の廃校化が大きく、低年齢層の少子化が特に著しいことが表れている。



出典：廃校施設等活用状況実態調査（平成31年3月）文部科学省

## ② 廃校施設の活用状況

廃校施設の活用状況については、施設が現存している廃校数（6,580校）のうち、「活用されているもの」は4,905校（74.5%）である一方、「活用されていないもの」は1,675校（25.5%）ある。さらに、現在活用されていない施設のうち、今後の活用が決まっているものは204校（3.1%）にとどまり、1,295校（19.7%）では活用用途が未定の状態である。

| 廃校年度              |                         | 前 回<br>平成14年度～平成27年度<br>(平成28年5月1日現在) | 今 回<br>平成14年度～平成29年度<br>(平成30年5月1日現在) |
|-------------------|-------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 廃校の数 (A)          | 小学校                     | 4,489                                 | 5,005                                 |
|                   | 中学校                     | 1,307                                 | 1,484                                 |
|                   | 高等学校等                   | 1,015                                 | 1,094                                 |
| 施設が現存している廃校の数 (B) | $\times 100(\%)$<br>B/A | 5,943 (校) 87.3%                       | 6,580 (校) 86.8%                       |
| 活用されているもの (a)     | a/B                     | 4,198 70.6%                           | 4,905 74.5%                           |
| 活用されていないもの (b)    | b/B                     | 1,745 29.4%                           | 1,675 25.5%                           |
| 活用の用途             | 決まっている (c)              | 314 5.3%                              | 204 3.1%                              |
|                   | 決まっていない (d)             | 1,260 21.2%                           | 1,295 19.7%                           |
| 取壊しを予定 (e)        | e/B                     | 171 2.9%                              | 176 2.7%                              |
| 現存する施設なし (C)      | C/A                     | 868 12.7%                             | 1,003 13.2%                           |

出典：廃校施設等活用状況実態調査（平成31年3月）文部科学省

## ③ 廃校施設の活用用途

現在活用されている廃校施設の活用用途については、「学校（大学を除く）」が3,473件、「社会体育施設」が1,581件、「社会教育施設・文化施設」が1,194件となっている。

廃校施設の活用用途（複数回答 n=4,905）

| 分類            | 回答数    |
|---------------|--------|
| 学校（大学を除く）     | 3,473件 |
| 社会体育施設        | 1,581件 |
| 社会教育施設・文化施設   | 1,194件 |
| 福祉施設・医療施設等    | 705件   |
| 企業等の施設・創業支援施設 | 783件   |
| 庁舎等           | 417件   |
| 体験交流施設等       | 477件   |
| 備蓄倉庫          | 177件   |
| 大学            | 76件    |
| 住宅            | 22件    |

出典：廃校施設等活用状況実態調査（平成31年3月）文部科学省

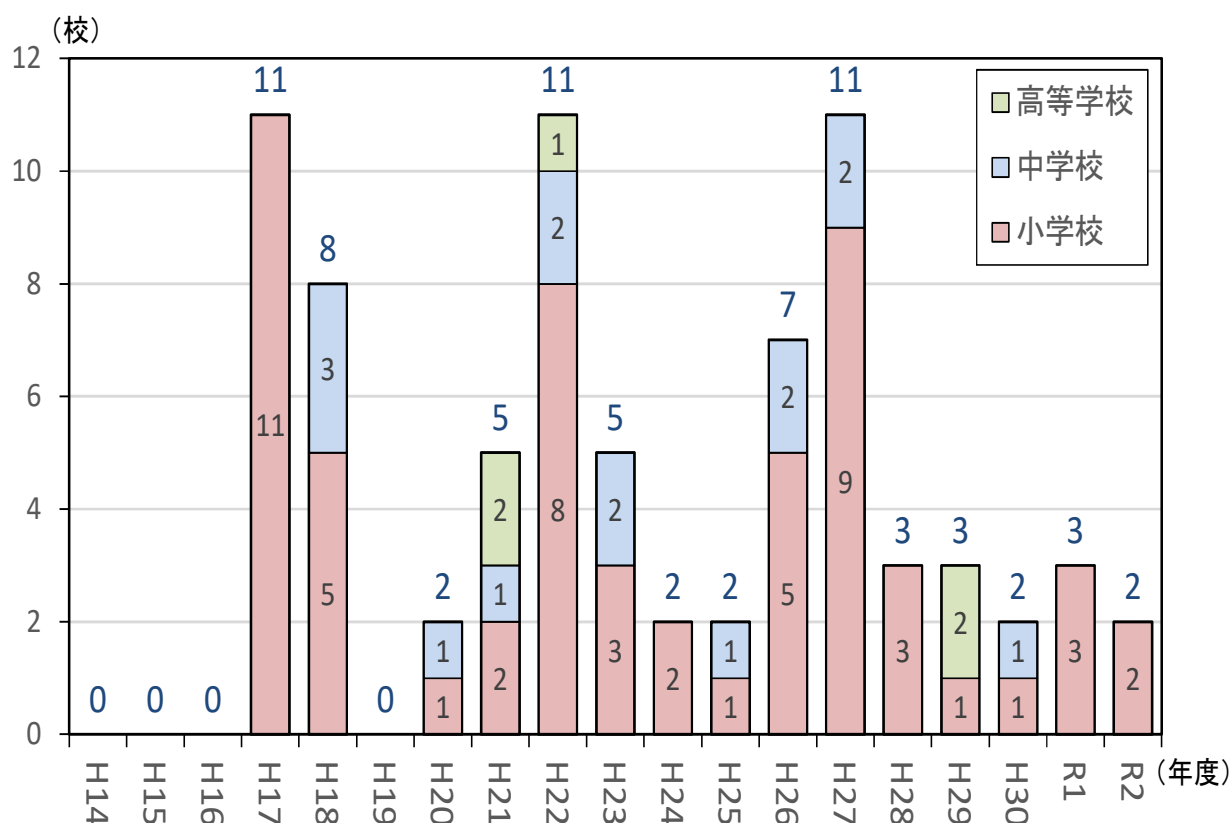
## (2) 県内の廃校施設の動向

### ①自治体数の状況

香川県は平成14年3月以前に5市38町の43あった自治体数が、令和3年度現在は8市9町の17自治体に減少しており、自治体数は半分以下になっている。

### ②廃校施設の発生状況

平成14年度～令和2年度の県内における小学校・中学校・高等学校の減少数は、平成17、22、27年度が最多の11校であり、令和2年度までに、77校が減少している。



出典：香川県 学校基本統計（令和2年度）

## (3) 廃校施設活用の事例

### ①廃校活用のための情報提供

文部科学省は現在「～未来につなごう～『みんなの廃校』プロジェクト」を立ち上げ、情報提供をしている。

同ホームページには、令和2月4月に更新した廃校施設活用事例集（35事例）や廃校活用を検討する際に参考となる活用事例リンク集が掲載されており、令和3年8月現在、137事例が以下の分野ごとに掲載されている。

廃校施設等活用事例（リンク集より）

| 分類               | 事例数 |
|------------------|-----|
| オフィス・工場など        | 22  |
| 児童・高齢者などのための福祉施設 | 11  |
| アート・創造拠点などの文化施設  | 20  |
| 体験学習施設・宿泊施設など    | 57  |
| 大学・専門学校などの教育施設   | 25  |
| 特産品販売・加工施設など     | 2   |
| 計                | 137 |

この他、廃校施設を活用する際に利用可能な補助金制度についても掲載されており、農林水産省の「農山漁村振興交付金」、文部科学省の「地域スポーツ施設整備助成」など、活用目的に応じた補助金制度が用意されている。

②廃校施設活用の事例

「廃校施設活用事例集」や「廃校活用を検討する際に参考となる活用事例リンク集」等を踏まえ、特に、主に、「文化施設」、「社会体育施設」、「体験学習施設・宿泊施設」、「レストラン」などの5事例を示す。

廃校施設活用の事例

| No. | 分類                   | 事例                      |
|-----|----------------------|-------------------------|
| 1   | 文化施設                 | 美濃和紙用具ミュージアムふくべ（岐阜県美濃市） |
| 2   | 社会体育施設               | 海南スポーツセンター（和歌山県海南市）     |
| 3   | 植物園・レストラン            | かえでの郷ひらら（奈良県宇陀市）        |
| 4   | レストラン、パン工房、<br>宿泊施設  | 三代校舎ふれあいの里（山梨県北杜市）      |
| 5   | 体験交流型<br>グリーンツーリズム施設 | 秋津野ガルデン（和歌山県田辺市）        |

※事例の詳細については、下記URL参照

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyosei/1296809.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/1296809.htm)



### 3. 公共施設の整備運営手法について

#### 1. 公共施設の状況 (全国的な状況)

- 公共施設を取り巻く環境の変化
  1. 公共施設の老朽化 (→更新費の急増)
  2. 国、自治体の財政状況の悪化 (→投資的経費の減少)
  3. 人口減少 (→税収減, ニーズ減)
  4. 自治体職員の減少 (→技術部門職員の減少)

#### 1. 公共施設の状況 (全国的な状況)

- しかし、一定の公共サービスの維持は必要  
そのためには、
  1. コストの低減→  
管理の効率化, 施設の集約・複合化
  2. CS (顧客満足度) の向上→  
利用者ニーズに応じたサービス提供
  3. 収入の増加→公共空間で稼ぐ視点

#### 1. 公共施設の状況 (全国的な状況)

全国的には公と民が連携して  
公共サービスの提供を行う  
PPP等も含めた  
さまざまな整備運営手法で  
対応している

#### 2. 公共施設の整備運営手法

- 日本版PPP (Public Private Partnership)  
※官民のパートナーシップに基づく公共・行政サービスの民間への開放
- ※アウトソーシングや公設民営等の民間委託, PFI等, 民間手法を活用することによって行政の効率化と公共サービスの質的向上を実現する
- ※欧米諸国で広がる民間活用手法を日本においても導入しようとするもの

#### 2. 公共施設の整備運営手法

|    |       | 管理運営                             |   |
|----|-------|----------------------------------|---|
|    |       | 公共団体                             | 民間事業者   |
| 整備 | 公共団体  | (1)公設公営<br>(従来の公共サービス) 全て行政が担当   | (2)公設民営<br>●管理運営委託 (指定管理者制度を含む)<br>●施設貸与・譲渡<br>●DBO |
|    | 民間事業者 | (3)民設公営<br>●施設譲受<br>●施設借用(リース方式) | (4)民設民営<br>●PFI事業<br>●第3セクター方式<br>●定期借地権方式          |

■広義の官民協働整備運営手法(日本版PPP)

#### 3. 方式ごとの特徴

##### (1)公設公営 (いわゆる直営方式)

- ・公共団体が財源確保から施設の設計・建設、運営・維持管理等のすべてを行う方式
- ・管理運営に関する責任は行政が負い、清掃、警備等の一部の業務を、民間に委託する場合もこれに含まれる  
(委託がある場合は広義のPPPと言える)

#### 3. 方式ごとの特徴

##### (2)公設民営

###### ① 管理運営委託 (指定管理者方式を含む)

- ・施設を公共団体が建設し、その管理運営を民間事業者に包括的に委託する方式
- ・平成15年の地方自治法の改正により、「指定管理者制度」が導入され、公の施設の管理を民間事業者に、担わせることが可能となった

#### 3. 方式ごとの特徴

##### (2)公設民営

###### ② 施設貸与・譲渡方式

- ・施設を公共団体が建設した上で、民間事業者に有償もしくは無償で貸与または譲渡し、その管理運営を委ねる方式
- ・平成18年の地方自治法の改正により、行政財産の貸付範囲の適用が拡大され、空きスペースなどを民間に目的外でも貸付けられるようになった

#### 3. 方式ごとの特徴

##### (2)公設民営

###### ③ DBO (Design-Build-Operate)

- ・施設等の設計 (Design), 建設請負工事 (Build, 発注する建設主体は公共団体) および管理運営 (Operate) を一体的に民間に委ねる方式
- ・建設主体 (= 発注主体) は公共団体で (民間は請負主体), 資金調達も公共団体が担う

#### 3. 方式ごとの特徴

##### (3)民設公営 (施設譲受・借用)

- ・民間が建設した施設を行政が取得(所有) または借用し、管理運営する
- ・建設、管理運営に関する費用は行政が負担する (借用の場合でも、借用費用に建設費も含まれるため)
- ・「公設公営」の場合と同様、清掃・警備等の一部業務を民間に委託する場合もある

### 3. 方式ごとの特徴

#### (4)民設民営

①第3セクター方式

- ・公共部門(第1セクター)と民間部門(第2セクター)との共同出資により、設立された経営事業体(第3セクター)に、施設等の設計・建設・管理運営・資金調達を一体的に委ねる方式

### 3. 方式ごとの特徴

#### (4)民設民営

②定期借地権方式

- ・民間事業者(不動産開発事業者等)に土地の活用(政策と合致する優良な民間事業)企画とセットで、施設等の設計・建設・管理運営を委ねる方式

※定期借地:借地借家法(平成4年8月施行)に規定される借地権の一種。当初定めた契約期間で借地関係が終了し、その後は更新できない

### 3. 方式ごとの特徴

#### (4)民設民営

③PFI事業 (Private Finance Initiative: プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)

- ・民間に施設等の設計・建設、運営・維持管理、資金調達を一体的に委ねるもので「民設民営」における最も代表的な方式
- ・平成11年に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI法)が制定され、PFI事業の枠組みが設けられた

### 3. 方式ごとの特徴

#### (4)民設民営

③PFI事業 【8要件:5原則3主義】

- 公共性原則:公共性のある事業が対象
- 民間経営資源活用原則:民間の資金・経営能力および技術的能力の活用
- 効率性原則:民間の自主性と創意工夫を尊重することによる効率的・効果的实施
- 公平性原則:特定事業および民間事業者の選定における公平性の担保
- 透明性原則:事業の全過程を通じての透明性の確保

### 3. 方式ごとの特徴

#### (4)民設民営

③PFI事業 【8要件:5原則3主義】

- 客観主義:各段階の評価決定についての客観性
- 契約主義:明文による当事業の役割および責任分担等契約内容の明確化
- 独立主義:企業体の法人格上の独立性または事業部門の区分

### 3. 方式ごとの特徴

#### (4)民設民営

③PFI事業 【対象施設】

- 道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道等
- 庁舎、宿舍等
- 賃貸住宅および学校・教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街等
- 情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設(廃棄物処理施設を除く)観光施設及び研究施設
- 船舶、航空機等の輸送施設及び人工衛星(これらの施設の運行に必要な施設を含む)

### 3. 方式ごとの特徴

※公共施設の整備運営手法はあくまでも手段

公共団体の事業の目的は…

↓

- ・公共団体が抱える課題の解決
- ・地域住民が活動する環境の整備
- ・それらを通じた地域の利便性向上・活性化

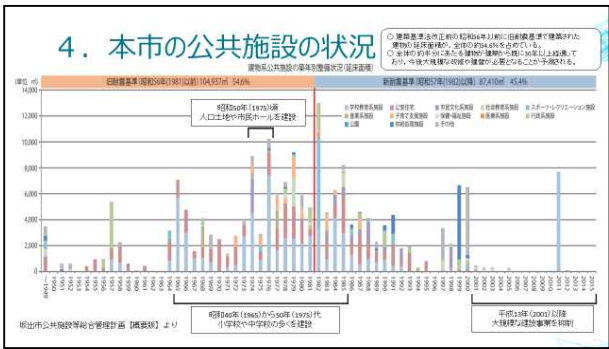
### 4. 本市の公共施設の状況

建物系公共施設 (延床面積合計 約19万㎡)

建物系公共施設の分類別整備状況(延床面積)

|                  |       |
|------------------|-------|
| 学校教育系施設          | 35.0% |
| 市営住宅             | 23.5% |
| 行政系施設            | 6.8%  |
| 市民文化系施設          | 5.9%  |
| スポーツ・レクリエーション系施設 | 5.6%  |
| 子育て支援施設          | 4.9%  |
| 供給処理施設           | 4.9%  |
| 産業系施設            | 2.4%  |
| 社会教育系施設          | 2.4%  |
| 保健・福祉施設          | 1.0%  |
| その他              | 7.6%  |
| 公園               | 0.1%  |
| 医療施設             | 0.1%  |

※出: 市公共施設等総合管理計画【概算】より



### 5. 本市での取り組み

- 学校給食センター整備運営事業

- ・本市で初めてのPFI事業
- ・施設整備後15年間の調理業務
- ・令和4年2学期から供用開始予定



#### 4. 第6回検討委員会の意見等（概要）について

##### （学校再編整備計画の中間とりまとめ案について）

- 委員 再編整備の検討が必要な地域については、地元住民の意見をよく聞いた上で、自由校区にするか、校区の線引きを行うべきかを定める必要がある。
- 委員 小中一貫校を実現して欲しい。ただ、小規模校に通っていた生徒が大規模校に進学するとなった時に、子どもたちが環境の変化に上手く対応していけるようなサポートが必要だ。
- 委員 瀬居小学校がこの3月末をもって廃校となりましたが、その地域に住む生徒たちへの通学支援はどうなったのか。
- 事務局 保護者の意見を参考にした上で、生徒の通学に係る燃料費を支援することになりました。
- 委員 宅地造成を行った地区では現時点では人口が増加していることから、学校再編を行うときに、地域から驚きの声や反発が出てくるのが懸念される。
- 委員 スクールバス等の通学支援において、登校時は問題ありませんが、小学校は下校時間がよく変わるし、中学校は部活動や試験等で下校時間に影響があることから、バス会社等と事前に協議し、運用の中でクレームが生じないようにしていく必要がある。
- 委員 小学校は地域と密接に繋がっているため、地域住民にはそれだけ強い思いがあるので、一対一の再編や小規模校同士の再編ではなく、恒久的に残るような小中一貫校にするのが望ましい。

##### （学校再編整備後の跡地利用について）

- 委員 学童保育（仲よし教室）を再編整備後も既存の学校に残していくことが、良いと思う。地域住民には、小学校への熱い思いがあるので、もし再編整備したとしても、その後も子どもたちで賑わうことは地域にとって良いことである。また、学童保育は通常、部屋の中で宿題をしたりして過ごすのが、学校の一画でそのような施設があれば、運動場や体育館を利用して、体を動かすことが可能で、子どもの体力の向上に繋がる。
- 委員 学校跡地では、それぞれの学校が特色ある教育活動として取り組んできたことを、何らかの形として伝承していかなければならない。
- 委員 王越小学校の跡地に出来た交流の里おうごしは、地域の拠点として機能しているが、現在メインで活動されている方が70歳を超える高齢者の方が多く、今後の担い手不足が懸念されている。将来の担い手や後継者不足のことについても考えていかなければならない。
- 委員 小学校の校歌は何歳になっても覚えているものである。廃校になった後に、校歌が使われなくなってしまうことは辛いので、配慮していかなければならない。

##### （公共施設の整備運営手法について）

- 委員 給食センターのPFI事業化により、民間の利潤追求により外国産や農薬を使った食材が使われたりすることはあるのか。
- 事務局 事業の中で、市がすること・事業者がすることを分担して決め、契約を交わしておりますので、坂出市の場合、食材の選定は従来通り給食会の方で行います。



## ■第7回学校再編整備検討委員会 令和4年4月27日開催

(主な議題)

1. 学校再編整備計画の中間まとめ
2. 「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」最終報告

(議題の概略説明)

### 1. 学校再編整備計画の中間まとめ

※ 前回開催の第6回検討委員会における各委員からの意見集約の内容を踏まえ、引き続き協議を行い、中間まとめを行った。

なお、第7回の中間まとめ案については、前回と同様、市民に誤解等を与えないために非公開とした。

### 2. 「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」最終報告

※ 第2回学校再編整備検討委員会で議題として取り上げた、「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」の最終報告が行われたため、今後の学校施設のあり方の指針となる内容について、情報共有を行った。

## 「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」最終報告【概要】

1人1台端末環境のもと、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けて、新しい時代の学校施設の在り方を議論

### 第1章 新しい時代の学びの姿

#### (1) 社会情勢の変化

- ⇒社会の在り方が劇的に変わる「Society 5.0時代」の到来
- ⇒新型コロナウイルスの感染拡大など先行き不透明な「予測困難な時代」

#### (2) 「令和の日本型学校教育」の姿

- ⇒中央教育審議会において、新しい時代の初等中等教育の在り方を検討
- ⇒教育再生実行会議において、ポストコロナ期における新たな学びの在り方を検討

学校のICT環境が整備され、1人1台端末環境のもと、全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実

#### (3) 「令和の日本型学校教育」の構築に向けた改革の方向性

- ・新学習指導要領の着実な実施
- ・9年間を見通した義務教育の在り方
- ・学校における働き方改革の推進
- ・地域社会や関係機関等との連携・協働
- ・GIGAスクール構想、ICTの活用
- ・多様な教育的ニーズのある児童生徒への対応
- ・少人数による指導体制の整備

### 第2章 学校施設の課題

#### (1) 新しい時代の学びへの対応の必要性

- ポストコロナ時代における学校施設という実空間の役割  
⇒児童生徒にとって安全・安心な居場所を提供するという福祉的機能、社会性・人間性を育む社会的機能を有するなどの学校の持つ役割・在り方を再認識  
⇒ポストコロナ時代において、子どもたちがともに集い、学び、遊び、生活する学校施設という実空間の価値を捉え直す必要
- 学びのスタイルの変容への対応  
⇒ICTの活用などにより、学級単位で一つの空間で一斉に黒板を向いて授業を受けるスタイルだけでなく、学びのスタイルが多様に変容していく可能性が拡大  
⇒空間・時間を超えて、様々な学習リソースに非同期にアクセスして学ぶことができるなど「非同期・分散」した学びのスタイルが広がり、これまでの「同期・集合」した学びのスタイルと往還する場面が展開されていく可能性も拡大

#### (2)～(4) 学校施設等における現状と課題

- ・これまでの学校施設の計画、教室面積、多目的スペース、空調設備の整備状況等
- ・防災・減災、国土強靱化、耐震対策・老朽化した施設の実態、維持管理等
- ・国・地方の財政状況、適正規模・適正配置等の実態、複合化・集約化の状況等

### 第3章 新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方

新しい時代の学びを実現する学校施設の姿（ビジョン）

## Schools for the Future

「未来思考」で実空間の価値を捉え直し、学校施設全体を学びの場として創造する

「未来思考」の視点

- ① 学校は、教室と廊下それ以外の諸室で構成されているものという固定観念から脱し、学校施設全体を学びの場として捉え直す。廊下も、階段も、体育館も、校庭も、あらゆる空間が学びの場であり、教育の場、表現する場、心を育む場になる。
- ② 教室環境について、単一的な機能・特定の教科等に捉われず、横断的な学び、多目的な活動に柔軟に対応していく視点（柔軟性）をもつ。
- ③ 紙と黒板中心の学びから、1人1台端末を文房具として活用し多様な学びが展開されていくように、学校施設も、画一的・固定的な姿から脱し、時代の変化、社会的な課題に対応していく視点（可変性）をもつ。
- ④ どのような学びを実現したいか、そのためにどんな学び舎を創るか、それをどう生かすか、関係者が、新しい時代の学び舎づくりのビジョン・目標を共有する。

## 新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方（5つの姿の方向性）

全ての子どもたちの可能性を引き出す、  
個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実



新しい時代の学び舎として目指していく姿

「未来思考」をもった上で、「全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」に向けて、これからの新しい時代の学び舎として目指していく姿を示す。

新しい時代の学び舎として創意工夫により特色・魅力を発揮するものとして、その中心となる「幹」に『学び』を据え、その学びを豊かにしていく「枝」として『生活』『共創』の空間を実現する。

また、新しい時代の学び舎の土台として着実に整備を推進していく「根」として『安全』『環境』の確保を実現する。

### 【新しい時代の学び舎として創意工夫により特色・魅力を発揮】

学び

個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、柔軟で創造的な学習空間を実現

- ⇒ 1人1台端末環境等に対応した机を配置し、多様な学習を展開できる教室環境の整備
- ⇒ 個別学習や少人数学習など柔軟に対応できる多目的スペース、学習支援、教育相談等の環境整備
- ⇒ 教職員のコミュニケーション・リフレッシュの場（ラウンジ）、映像編集空間（スタジオ）の整備

（教室・教室周辺の空間の改善・充実に関する創意工夫の例）



1人1台端末環境等に対応したゆとりのある教室の整備



多目的スペースの活用による多様な学習活動への柔軟な対応



ロッカースペース等の配置の工夫等による教室空間の有効活用

生活

新しい生活様式を踏まえ、健やかな学習・生活空間を実現

- ⇒ 居場所となる温かみのあるリビング空間（小教室・コーナー、室内への木材利用）
- ⇒ 空調設備の整備、トイレの洋式化・乾式化、手洗い設備の非接触化

共創

地域や社会と連携・協働し、ともに創造する共創空間を実現

- ⇒ 地域の人たちと連携・協働していく活動・交流拠点として「共創空間」を創出
- ⇒ 地域の実情等に応じた他の公共施設等との複合化・共用化等

### 【新しい時代の学び舎の土台として着実に整備を推進】

安全

子どもたちの生命を守り抜く、安全・安心な教育環境を実現

- ⇒ 老朽化対策等により、安全・安心な教育環境を確保
- ⇒ 避難所として自家発電・情報通信設備、バリアフリー、水害対策等の防災機能を強化

環境

脱炭素社会の実現に貢献する、持続可能な教育環境を実現

- ⇒ 屋根や外壁の高断熱化や高効率照明などの省エネルギー化、太陽光発電設備の導入の促進により、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）を推進
- ⇒ 環境や地域との共生の観点から学校における木材利用（木造化、室内利用）を推進

## 新しい時代の学びを実現する空間イメージ例（未来思考の視点を含む）

これからの学校施設は、新しい時代の学びを実現していくことを基本とし、それらを具体化する施設環境を創造していく

学び



単一的な機能・特定の教科等に捉われず、横断的な学び、多目的な学びに対応できるよう、創造的な空間に転換していく姿

学び



学校図書館とコンピュータ教室と組み合わせ、読書・学習・情報のセンターとなる「ラーニング・コモンズ」としていく姿

学び



教室と連続する空間も活用し、高機能のコンピュータ室を専門的で高度な学びを誘発する「デザインラボ」としていく姿

学び



映像編集やオンライン会議のためのスタジオ、情報交換や休息ができるラウンジなど、円滑に業務を行える執務空間としていく姿

生活



木材を活用し温かみのあるリビングのような空間の中で、壁面の工夫やベンチ等を配置し、豊かな学び・生活の場としていく姿

共創



地域コミュニティの拠点として、地域や社会の人たちと連携・協働し、ともに創造的な活動が展開できる共創空間としていく姿

安全



長く使い続けることができるように安全性を確保し、子どもたちの学び・生活の場、地域のコミュニティの拠点としていく姿

環境



省エネルギー化や再生可能エネルギーを導入等を積極的に進め、環境教育での活用や地域の先導的役割を果たしていく姿



## 第4章 学校設置者における推進方策

今後も増加する膨大な老朽化施設の現状等を踏まえ、教育環境向上と老朽化対策を一体的に図る長寿命化改修等を積極的に推進していくことをはじめとした具体的な方策を提言

### (1) 長寿命化改修を通じた、新しい時代の学びを実現する教育環境向上と老朽化対策の一体的な推進

- 安全・安心な教育環境を確保しつつ、新しい時代の学びを実現していくため、長寿命化改修等を通じ、教育環境向上と老朽化対策の一体的な整備を積極的に推進

### (2) 首長部局と協働した、中長期的視点からの計画的・効率的な整備の推進

- 教育委員会と、まちづくり部局や財政部局、環境部局、防災部局等の首長部局との横断的な検討体制を構築
- 中長期的な将来推計を踏まえ、計画的・効率的な施設整備を推進（将来変化に柔軟に対応できる施設、将来的な他用途への転用、複合化・共用化等）

### (3) 多様な整備手法等の活用と、施設整備と維持管理の着実な推進

- PPP/PFI手法を含め、民間活力を活用した施設整備・維持管理を積極的に推進
- 計画的に施設の点検・修繕等を行い、不具合を未然に防止する「予防保全」型の管理へと転換

### (4) 学校関係者等の参画による豊かな学びの環境整備の推進

- 学校施設の計画・設計において、学校設置者と設計者だけでなく、新しい学びの担い手である学校の教職員など関係者が参画した施設づくりを促進、プロポーザル方式の導入推進等

## 第5章 国における推進方策

新しい時代の学びを実現する学校施設の整備を着実に進めるための具体的な方策を提言

### (1) 新しい時代の学びを実現する学校施設整備の方向性（目標水準）の提示

- 2020年代を通じて目指す、新しい時代の学びを実現する学校施設整備の方向性を目標水準として整理

### (2) 教育環境向上と老朽化対策の一体的整備の事例収集・分析

- 長寿命化改修等を通じ、教育環境向上と老朽化対策を一体的に整備している好事例について、ポータルネットワークとなる課題の解決策とあわせて積極的に周知

### (3) 学校施設整備のための財政支援制度の見直し・充実

- 安定的・継続的な予算確保
- 国庫補助率を含めた財政支援制度の更なる見直し・充実

### (4) 新しい時代の学びを実現する学校施設整備の技術的支援の充実

- 学校施設整備・活用のためのプラットフォームを構築（事例・ノウハウの発信、専門家派遣等）
- 先導的モデル研究等を通じた新たな学校施設モデルの提示

### (5) 学校施設整備指針の改訂

### (6) 普及啓発、適切なフォローアップと更なる調査研究等の実施

子供たちにとって「明日また行きたい学校」となるために、そこに集う人々にとっても「生き生きと輝く学校」となるために

## 3. 第7回検討委員会の意見等（概要）について

### （学校再編整備計画の中間まとめについて）

- 委員 人口減少によって子ども同士や保護者間の繋がりが希薄になってきているので、学校種毎より小中一貫校で学校再編をしていくのが望ましいのではないかと思います。
- 委員 小中一貫校の場合、敷地を十分に確保できるのかが懸念される。
- 委員 残った校舎をどうするのか、新しい校舎はどうしていくのかを十分に練っていかないと、地域の繋がりを大事にする地元には、理解が得られないのではないかと。
- 委員 2000年代に入り、不登校や自殺、中1ギャップが全国的な問題になった。子どもを地域で育てていくのが難しくなっている中で、小中一貫校が全国的に導入されている背景があるので、学校再編もその方向で進めて行く方が望ましい。
- 委員 中1ギャップの問題を埋める解決策の一つとして、小中一貫校を導入することは良い案だと思うが、子どもがその壁を乗り越えることでたくましく成長していく面もあるので、そのハードルを失くしていくことが必ずしも良いとは言えない。
- 委員 地域のご多様な場で後継者不足の問題があるように、学校再編においては市全体が持続可能な発展をしていくことも考慮していかなければならない。
- 委員 小中一貫校で、小学生と中学生が同じ環境で学習できることは、幅広い年齢層でコミュニケーションや交流が図れる等のメリットがあるが、同じ敷地内で異なる文化を持つ小学校と中学校をどう結び付けていくのか、またハード面における課題もある。

会 長 それでは、以上の内容で、当検討委員会として、最終に近い形という位置付けでの中間まとめにしたいと思います。如何でしょうか。

委 員 (異議なし)

**(学校再編整備後の跡地利用について)**

委 員 教室と廊下の壁を取り払った教室は見た目が綺麗でいいと思うが、刺激に弱い子どもや発達障がいを抱える子どもにとっては苦痛となる可能性があるのでは、先進地の取り組みを参考に出来ればと思う。

委 員 GIGA スクール構想で端末が一人一台配布されたので、市立図書館と連携して、図書館の本が電子書籍で読めるような仕組みが出来れば、子どもたちの読書意欲の向上に繋がるのではないかと。

委 員 学校の様子が家で閲覧できるような仕組みや環境が整備されたら、不登校の子も授業と一緒に受けられるようになるのではないかと。